



南房総のハズシ



インクルーシブ教育システムの 推進に向けて



インクルーシブ教育システムの構築に当たっては、基本的には障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求します。それとともに、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要とされています。具体的には、それぞれの幼児児童生徒が、活動内容がわかり、活動に参加している実感・達成感を持っていること、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていることが大切な視点となります。

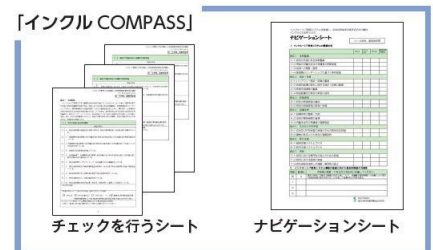
コンパス 「インクルCOMPASS」を御活用ください

○「インクルCOMPASS」ってなに？

「インクルCOMPASS」は、国立特別支援教育総合研究所が作成した、インクルーシブ教育システム構築の現状や課題を把握し、次の取組につなげるための手がかりを得ることを目指したツールです。

○「インクルCOMPASS」の構成は？

「インクルCOMPASS」は、観点ごとにチェックを行うシートと、それらのチェック結果をまとめて、インクルーシブ教育システムの構築状況の全体像を俯瞰するためのナビゲーションシートで構成されています。



【「インクルCOMPASS」の観点とチェック項目の例】

1 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・園・校内の支援に係る体制整備 ・周囲の幼児児童生徒及び保護者の理解推進 など
2 施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー施設・設備の整備 ・教育支援機器の整備 など
3 教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・特別の教育課程の編成 ・特別の教育課程の実施
4 指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指導体制の整備・充実 ・地域の関係機関の連携 など
5 交流及び共同学習	<ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習の実施のための具体的な取組 ・障害のある人との交流と理解・啓発
6 移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援システムづくり ・就労支援システムづくり
7 研修	<ul style="list-style-type: none"> ・園・校内における専門性の向上のための取組 ・校外研修を活用した理解・専門性の向上 など

○「インクルCOMPASS」はどこから入手できるの？

以下の URL や二次元コード、Web 検索からアクセスし、無料でダウンロードできます。

https://www.nise.go.jp/nc/study/others/disability_list/inclusive

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システムチーム



「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成と活用

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」は、障害のある幼児児童生徒一人一人に対するきめ細やかな支援を、組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。そして、この2つの計画は、作成の目的や観点が異なる計画と言えます。

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
作成の目的	障害のある幼児児童生徒の一人一人を関係機関（教育、福祉、医療、保健、労働等）が連携して効果的な支援を行うとともに、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した的確な教育的支援を行うための計画。	障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画。個別の教育支援計画を踏まえて作成。
作成の留意点等	関係機関が連携協力して、適切な支援をするためのツールであり、保護者が積極的に参画することになる。合理的配慮の内容や合意形成に向けての話し合いの過程等を記載。	長期目標（1年ごと）と短期目標（学期や半期ごと）を設定し、作成後の指導の実施、評価、見直しを図っていくことが大切（PDCAサイクル）。
引継ぎ、保存、管理等	一貫した支援が行われるよう、進学先等へ計画を引き継ぐ。卒業や転学の際には保護者から進学先等へ原本を渡す。学校には写しを保存。	作成した学校に原本を保存する。指導や支援の内容、方法を引き継ぐ必要があれば、写しを進学先等へ引き継ぐ。その際は、保護者に個人情報を提供する旨の同意を得る。

○様式について

本県では、地域の特別支援教育連携協議会等で検討の上、市町村ごとに定めることとしている。

○作成時期について

早期に作成することが望ましいが、いつ作成するのか決まった時期はない。高等学校段階で必要性が生じて作成する場合もある。

○作成者について

児童生徒が在籍する学級の担任が、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当者等の助言を受けながら作成する。

○保管について

これらの計画に記載された個人情報が漏洩したり、紛失したりすることがないように、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存・管理すること。指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましい。



幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行うために、この2つの計画の作成と積極的な活用をお願いします。